

# 介護事業所等及び介護施設等に対する サービス継続支援事業費補助金

物価上昇の影響を受け、厳しい経営状況にある介護事業所等を対象に、介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金を交付することにより、介護事業所等を支援します。

**対象** 県内の介護サービス事業所・介護施設等

**対象経費** 燃料費、猛暑対策用品、雪害対策用品の購入費、光熱費、温度管理・湿度管理に必要な設備・物品の購入費、災害対策備蓄用品の購入費、食材料費 等

**留意点** ※交付決定日以降の支出経費が対象です。  
申請中であっても決定日より前の支出経費は補助金の対象外となりますのであらかじめご了承ください。

 交付申請期間

令和8年 4/8<sup>水</sup> ~ 5/8<sup>金</sup> [必着]

**申請および実績報告は原則WEBでの提出となります。**

※郵送での提出は受け付けておりません。WEBフォームから提出してください。

WEB申請  
はこちら



詳しくは補助金申請ホームページ  
や交付要領をご確認ください

<https://uketsukeform.com/tochigi-kaigo-servicekeizoku-hojokin/>

栃木県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金事務局

TEL:028-612-8381

(受付:平日午前9時~午後5時 土日祝を除く)

所在地:〒320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町1141

tochigi-kaigo-servicekeizoku@uketsukeform.com

事業主体:栃木県保健福祉部高齢対策課 受託運営:株式会社TMC経営支援センター

# 補助金の申請について

補助金の申請にあたっては、必ず補助金申請ホームページや交付要領をご確認ください。

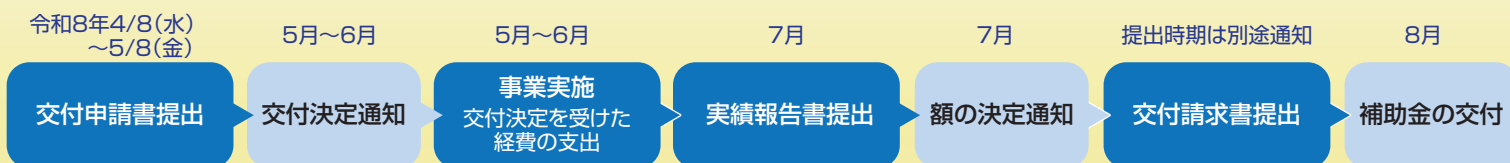
## 介護事業所等に対するサービス継続支援(交付要領 別表1より抜粋)

	介護サービスを円滑に継続するための対応	災害備蓄等への対応
交付の対象である事務又は事業の内容	介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用を支出して実施した事業	介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用を支出して実施した事業
対象施設・事業所	栃木県に所在する 訪問介護事業所／訪問入浴介護事業所／訪問看護事業所／訪問リハビリテーション事業所／通所介護事業所／通所リハビリテーション事業所／特定施設入居者生活介護／福祉用具貸与事業所／定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所／夜間対応型訪問介護事業所／地域密着型通所介護事業所／認知症対応型通所介護事業所／小規模多機能型居宅介護事業所／認知症対応型共同生活介護事業所／地域密着型特定施設入居者生活介護／看護小規模多機能型居宅介護事業所／居宅介護支援事業所／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護医療院／地域密着型介護老人福祉施設／短期入所生活介護事業所／養護老人ホーム／軽費老人ホーム	
対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>補助金の交付決定を受けて購入等した以下に係る経費</li><li>その他、補助金の交付決定を受けて購入等した経費で、以下の対象経費に類するものとして知事が対象と認める経費</li><li>・訪問系サービス事業所</li><li>・通所系サービス事業所</li></ul> ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 イ. ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費 <ul style="list-style-type: none"><li>・入所施設・居住系サービス事業所</li><li>・通所系サービス事業所</li><li>・短期入所系サービス事業所</li></ul> ウ. 光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機・サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理・湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費	<ul style="list-style-type: none"><li>補助金の交付決定を受けて購入等した以下に係る経費</li><li>その他、補助金の交付決定を受けて購入等した経費で、以下の対象経費に類するものとして知事が対象と認める経費</li><li>・入所施設・居住系サービス事業所</li><li>・訪問系サービス事業所</li><li>・通所系サービス事業所</li><li>・短期入所系サービス事業所</li></ul> ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費 エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費

## 介護施設等に対するサービス継続支援事業(交付要領 別表2より抜粋)

	食事の提供サービスの質を確保するための対応
交付の対象である事務又は事業の内容	介護施設等が介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用を支出して実施した事業
対象施設・事業所	栃木県に所在する 介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護医療院／地域密着型介護老人福祉施設／短期入所生活介護事業所／養護老人ホーム／軽費老人ホーム
対象経費	食材料費等

## 補助金申請～交付までの流れ



※支給までの期間は、申請書類の不備等の状況や申請状況によって、さらに期間を要する場合がありますので予めご了承ください。